

香芝市の職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第9号

香芝市の職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則
(香芝市の職員の定年等に関する規則の一部改正)

第1条 香芝市の職員の定年等に関する規則(昭和60年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項」の次に「及び第14条」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第6条 条例第9条第3項に規定する規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職とする。

- (1) 香芝市立保育所 所長
- (2) 香芝市立認定こども園 園長
- (3) 香芝市立幼稚園 園長

(香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

第11条各号及び第11条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の4第1号及び第2号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(香芝市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第3条 香芝市職員の退職管理に関する規則(平成28年規則第3号)の一部

を次のように改正する。

第22条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則（昭和32年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員の給料月額等」を「定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額」に改め、同条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項」を「で法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条の4第1項ただし書、第7条第2号及び第3号並びに第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条の3中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(香芝市の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第5条 香芝市の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成10年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第7の2（第18条関係）

降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14

3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40
27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61

32	76	48	48	40	40	80	61
33	78	49	49	41	41	82	61
34	80	50	50	42	42	84	61
35	82	51	51	43	43	85	61
36	84	52	52	44	44	85	61
37	86	53	53	45	45	85	61
38	88	54	54	46	46	85	61
39	90	55	55	47	47	85	61
40	92	56	56	48	48	85	61
41	93	58	57	49	50	85	61
42	93	60	58	50	52	85	61
43	93	62	59	51	54	85	61
44	93	64	60	52	56	85	61
45	93	66	63	53	58	85	61
46	93	68	66	54	60	85	
47	93	70	69	55	62	85	
48	93	72	72	56	64	85	
49	93	76	75	57	66	85	
50	93	80	78	58	76	85	
51	93	84	81	59	88	85	
52	93	88	84	60	92	85	
53	93	93	88	61	93	85	
54	93	98	92	62	93	85	
55	93	103	97	63	93	85	
56	93	109	102	64	93	85	
57	93	115	107	65	93	85	
58	93	121	112	66	93	85	
59	93	125	113	67	93	85	
60	93	125	113	68	93	85	

61	93	125	113	69	93	85	
62	93	125	113	70	93		
63	93	125	113	71	93		
64	93	125	113	72	93		
65	93	125	113	73	93		
66	93	125	113	74	93		
67	93	125	113	75	93		
68	93	125	113	80	93		
69	93	125	113	85	93		
70	93	125	113	88	93		
71	93	125	113	89	93		
72	93	125	113	90	93		
73	93	125	113	91	93		
74	93	125	113	92	93		
75	93	125	113	93	93		
76	93	125	113	93	93		
77	93	125	113	93	93		
78	93	125	113	93	93		
79	93	125	113	93	93		
80	93	125	113	93	93		
81	93	125	113	93	93		
82	93	125	113	93	93		
83	93	125	113	93	93		
84	93	125	113	93	93		
85	93	125	113	93	93		
86	93	125	113	93			
87	93	125	113	93			
88	93	125	113	93			
89	93	125	113	93			

90	93	125	113	93			
91	93	125	113	93			
92	93	125	113	93			
93	93	125	113	93			
94	93	125					
95	93	125					
96	93	125					
97	93	125					
98	93	125					
99	93	125					
100	93	125					
101	93	125					
102	93	125					
103	93	125					
104	93	125					
105	93	125					
106	93	125					
107	93	125					
108	93	125					
109	93	125					
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93						
115	93						
116	93						
117	93						
118	93						

119	93						
120	93						
121	93						
122	93						
123	93						
124	93						

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第6条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和42年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律」を「及び同法」に改める。

第6条ただし書中「再任用職員、再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に改める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（令和3年改正法による改正後の地方公務員法（

以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)とみなして、第2条の規定による改正後の香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(次項において「新勤務時間等規則」という。)第11条の3第1項第2号及び第4項の規定を適用する。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員で、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等規則の規定を適用する。

(香芝市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)は、新地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第3条の規定による改正後の香芝市職員の退職管理に関する規則(次項において「新退職管理規則」という。)第22条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

- 5 この規則の施行前に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新退職管理規則第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

(給料等の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則(次項において「新給料規則」という。)の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給料規則第18条の規定を適用する。

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 8 暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第6条の規定による改正後の技能労務職員の給与に関する規則(以下「新技能労務職員給与規則」という。)別表第1の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新技能労務職員給与規則第4条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じ

た額とする。

- 9 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新技能労務職員給与規則別表第1の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新技能労務職員給与規則第4条の2に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 10 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新技能労務職員給与規則第6条第1項の規定を適用する。